

在クライストチャーチ出張駐在官事務所における旅券申請・交付業務の再開について

2月22日のクライストチャーチ地震発生後、旅券の発給業務につきましては、ウェリントンの日本大使館で申請の受付、交付を代行しておりましたが、今後は以下のとおり在クライストチャーチ出張駐在官事務所において旅券の申請及び作成された旅券の受け取りが可能となりましたので、ご案内します。なお、詳細につきましては、駐在官事務所にお問い合わせください。

1. 申請受付開始日 2011年7月25日（月）

2. 交付所要日数 約2～3週間程度

旅券は引き続きウェリントンの日本大使館で代行作成しますので、交付までには上記のとおり時間を要することになります。駐在官事務所で従前どおり旅券作成が再開できるよう今後段階的に整備を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3. 在クライストチャーチ出張駐在官事務所（臨時事務所）所在地及び連絡先

住所：ハートランド・ホテル・コッツウォルド 810 号室

Consular Office of Japan

Room #810, Heartland Hotel Cotswold

88-96 Papanui Road, Christchurch 8540

（郵便宛先：PO Box 13-748 Christchurch 8141）

電話：03-366-5680, 03-366-0867

F A X：03-365-3173

e-mail：cojchc@jpncon.org.nz